第2 個別計画

1 市民文化系施設

(1) 文化会館

① 対象施設一覧

No.	施設名	地区	運営形態	建築 年度	経過 年数	耐用年数	延床面積 (㎡)	収入 (千円)	支出 (千円)
1	勤労福祉センター	福江	直営	S59	35	50	1, 522	382	1, 371
2	福江文化会館	福江	直営	S60	34	50	4, 187	4, 071	46, 122
	合計						5, 709	4, 453	47, 493

- ※1 運営形態の「指定」は指定管理者を、「直営」は市直営管理を表します。
- ※2 耐用年数については、財務省令「減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和43年3月31日大蔵省令 第15号)を参考に記載したもので、使用可能期間を示すものではありません。
- ※3 収入及び収支は、平成28年度の歳入歳出決算額を記載しています。

② 各種分析結果

ア 築年数別状況

勤労福祉センター及び福江文化会館は、昭和59年から昭和60年にかけて建てられた文化施設で建築から30年以上を経過しています。平成25年度から平成26年度にかけて外壁改修を行うなど大規模な改修工事も行っていますが、雨漏りなどの施設の不具合はもとより、大ホールでは音響設備にも不具合が発生するなど老朽化が著しい施設です。

イ 利用状況

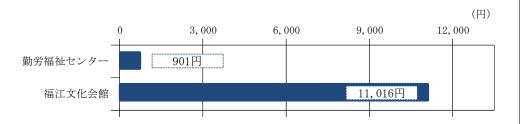
文化会館の延べ利用者数を示したものです。なお、利用期間は平成28年4月から平成29年3月までの1年間です。

No.	施設名	利用者数 (人)
1	勤労福祉センター	19, 605

No.	施設名	利用者数 (人)
2	福江文化会館	43, 792

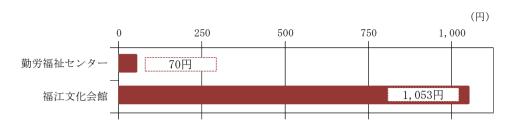
ウ 1㎡当たりの運営コスト状況

管理運営経費と総延床面積から1㎡当たりのコストを比較したものです。



エ 利用者1人当たりの運営コスト状況

管理運営経費と利用者数から1人当たりのコストを比較したものです。



オ 施設の配置状況

対象施設の配置状況を示しています。



No.	施設名	No.	施設名
1	勤労福祉センター	2	福江文化会館

③ 施設について

ア 施設の役割

勤労福祉センターは、男女の均等な雇用機会と待遇の確保を図るとともに、勤労青少年の健全な育成を推進することで、女性労働者や勤労青少年の福祉の増進に寄与することを目的として設置された施設です。勤労福祉センターの中には、中央公民館と福江地区公民館があり、社会教育法の理念に基づき、市民のために実生活に即した教育や学術、文化に関する各種の事業を行っています。これらの事業を通して市民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図りながら、市民の生活文化の振興や社会福祉の増進のために活用されています。

また、福江文化会館は、市民の文化の向上と福祉の増進を図るために設置された施設で、市内で唯一、多数の人員を収容することができる大ホールを有する施設であり、子どもから大人まで多くの市民に利用されています。

イ 現状と課題

福江文化会館は、市内で唯一、大型のホールを有する施設であるため、毎年多くのイベントが開催され多くの市民が利用します。また、隣には中央公民館や福江地区公民館が入る勤労福祉センターが併設されていることから1年間の利用者数は、この2施設の合計で年間6万人以上にもなります。

一方で、この施設には駐車場がないため、イベントを開催するたびに「駐車場難 民」が発生します。公共交通機関がほとんどない五島市では、自家用車で訪れる市 民が多いため、慢性的な駐車場不足は解決すべき課題の1つになっています。

また、勤労福祉センター、福江文化会館ともに築後30年以上を経過しており、施設はもとより設備の老朽化も進んでいることから、大規模な改修を行う必要があります。

ウ 今後の施設の考え方

勤労福祉センターと福江文化会館は、五島市における社会教育や各種イベント開催の拠点施設であることから、これからも有効に活用していきます。

一方で、施設の老朽化は確実に進行していることから、施設の長寿命化を図るためにも今後は「予防保全型管理」を徹底する必要があります。定期的な点検を実施することで、不具合の箇所が小さいうちに必要な改修を行っていきます。

また、施設の更新を検討する場合には、現在の人口規模等を十分に考慮し、適正規模での建て替えを検討します。

④ 適正配置の検討結果

現状や課題、今後の施設の考え方を踏まえ、すべての施設の適正配置の時期を第1期から第4期までに区分します。

また、第1期の対象施設については「現状維持」「適正化」「複合化」「集約化」 「民活化」「廃止」「譲渡」といった方向性を検討し、より具体的な適正配置の実施 時期、方法を検討します。

第1期	第2期	第3期	第4期
(H30~R8)	(R9~R18)	(R19~R28)	(R29~R38)
		勤労福祉センター 福江文化会館	

※第1期の計画期間は、五島市公共施設等総合管理計画の期間と合わせるため、9年間と

※第2期以降に施設名がある施設は、第2期以降の個別計画の策定までにその方向性を 検討します。

(2) 公民館・集会所等

① 対象施設一覧

No.	施設名	地区	運営形態	建築年度	経過 年数	耐用年数	延床面積 (㎡)	収入 (千円)	支出 (千円)
1	奈留町公民館別館	奈留	直営	S37	57	60	3, 746	0	899
2	月見地区集会施設	富江	直営	S42	52	24	67	0	0
3	黒瀬地区集会施設(旧黒瀬児童館)	富江	直営	S44	50	60	189	0	0
4	富江町公民館・老人福祉センター	富江	直営	S45	49	60	1, 532	90	4, 646
5	黒島地区集会施設	富江	直営	S46	48	24	65	0	0
6	玉之浦町公民館	玉之浦	直営	S47	47	60	720	13	1, 640
7	奈留離島開発総合センター (奈留町公民館本館)	奈留	直営	S50	44	60	1, 528	71	3, 049
8	久賀島地区公民館	福江	直営	S51	43	60	342	0	2, 130
9	崎山地区公民館	福江	直営	S52	42	60	481	3	1, 981
10	五島市奈留地区多目的交流センター	奈留	直営	S52	42	60	346	74	382
11	奥浦地区公民館	福江	直営	S53	41	60	342	6	1, 909
12	赤島住民センター	福江	指定	S53	41	60	91	0	915
13	椛島地区公民館	福江	直営	S54	40	60	326	2	2, 696
14	岐宿町公民館楠原分館	岐宿	直営	S54	40	60	300	0	245
15	野々切住民センター	福江	指定	S55	39	60	477	0	873
16	福江島開発総合センター (岐宿町公民館)	岐宿	直営	S55	39	60	1, 614	21	7, 078
17	黄島住民センター	福江	指定	S56	38	60	147	0	432
18	岐宿町公民館山内分館	岐宿	直営	S56	38	60	297	5	667
19	岐宿町公民館川原分館	岐宿	直営	S56	38	60	155	0	275
20	本山地区公民館	福江	直営	S58	36	60	500	51	1, 939
21	前島地区集会室	奈留	指定	S58	36	60	158	0	375
22	大浜地区公民館	福江	直営	S59	35	60	484	0	2, 419
23	小川生活館	玉之浦	指定	S60	34	60	160	0	23
24	上大津住民センター	福江	指定	S61	33	60	410	0	761
25	三尾野住民センター	福江	指定	S61	33	60	200	0	428
26	下大津住民センター	福江	指定	S63	31	60	356	0	534

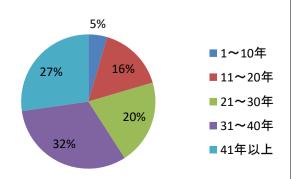
No.	施設名	地区	運営形態	建築 年度	経過 年数	耐用年数	延床面積 (㎡)	収入 (千円)	支出 (千円)
27	坪集会施設	富江	直営	Н2	29	60	81	0	0
28	向小浦集会所	玉之浦	指定	НЗ	28	60	134	0	0
29	緑丘地区公民館	福江	直営	H4	27	60	463	203	2, 438
30	中須生活館	玉之浦	指定	Н4	27	60	181	0	175
31	岐宿町公民館岐宿分館 (2階岐宿武道場)	岐宿	直営	Н5	26	60	220	9	351
32	頓泊集会所	玉之浦	指定	Н7	24	24	37	0	0
33	伊福貴住民センター	福江	指定	Н9	22	60	214	34	366
34	小浦集会所	玉之浦	指定	Н9	22	60	148	0	44
35	太田地区集会施設	富江	直営	H10	21	60	71	0	0
36	上町地区集会施設	富江	直営	H11	20	60	112	0	0
37	松山住民センター	福江	指定	H12	19	60	462	447	961
38	職人地区集会施設	富江	直営	H12	19	60	84	0	0
39	琴石地区集会施設	富江	直営	H14	17	60	56	0	0
40	松尾地区集会施設	富江	直営	H15	16	60	58	0	0
41	西新町地区集会施設	富江	直営	H16	15	60	63	0	0
42	布浦集会所	玉之浦	指定	H16	15	24	65	0	86
43	丹奈集会所	玉之浦	指定	H22	9	60	99	0	0
44	三井楽町公民館	三井楽	直営	H22	9	60	1, 422	0	5, 872
	合計						19, 003	1, 029	46, 589

- ※1 運営形態の「指定」は指定管理者を、「直営」は市直営管理を表します。
- ※2 耐用年数については、財務省令「減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和43年3月31日大蔵省令 第15号)を参考に記載したもので、使用可能期間を示すものではありません。
- ※3 収入及び収支は、平成28年度の歳入歳出決算額を記載しています。

② 各種分析結果

ア 築年数別状況

公民館・集会所等の全44施設を築年数別に見ると、築後31年~40年の施設が最も多く約3分の1を占めています。また築後31年以上の建物が26件で全体の59%となっており、半数以上の施設が大規模改修又は建替更新を検討する時期に来ています。



イ 利用状況

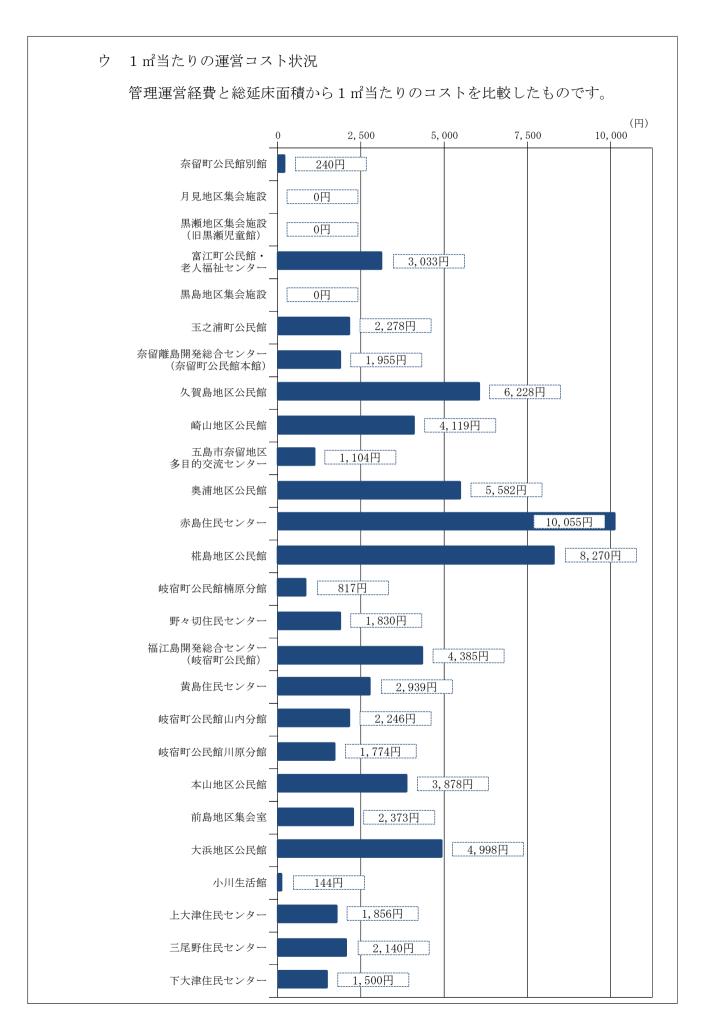
公民館・集会所等の延べ利用者数を示したものです。なお、利用期間は平成28年4 月から平成29年3月までの1年間です。

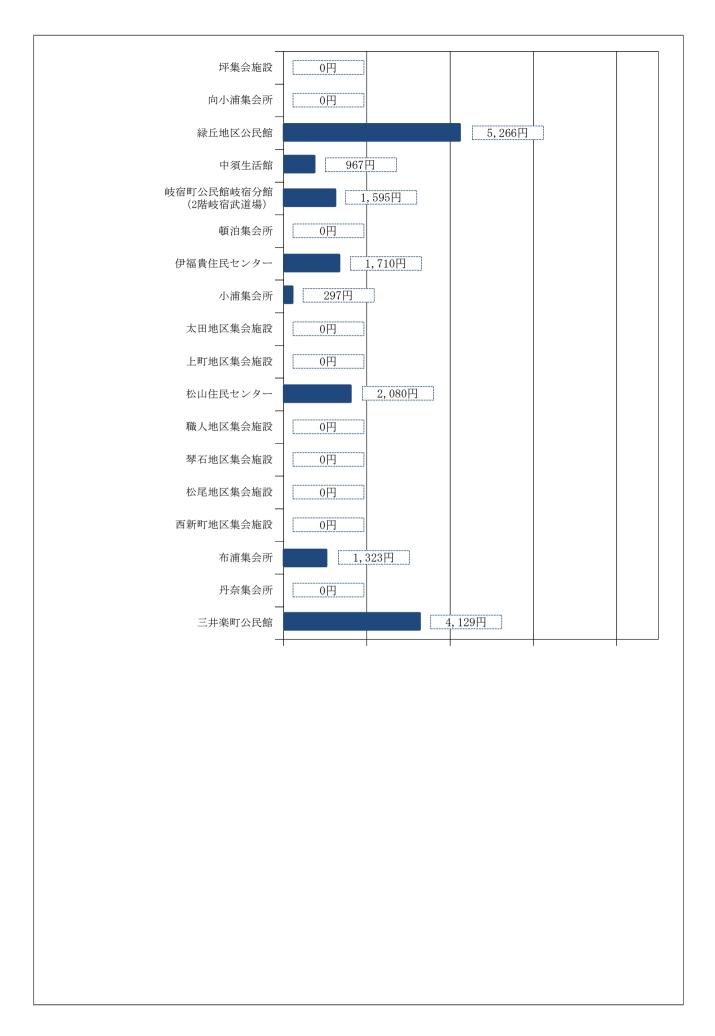
No.	施設名	利用者数(人)	No.	施設名	利用者数 (人)
1	奈留町公民館別館	9, 563	23	小川生活館	630
2	月見地区集会施設	290	24	上大津住民センター	1, 355
3	黒瀬地区集会施設 (旧黒瀬児童館)	436	25	三尾野住民センター	442
4	富江町公民館・老人福祉センター	13, 570	26	下大津住民センター	2, 039
5	黒島地区集会施設	0	27	坪集会施設	78
6	玉之浦町公民館	4, 614	28	向小浦集会所	8
7	奈留離島開発総合センター (奈留町公民館本館)	22, 425	29	緑丘地区公民館	9, 330
8	久賀島地区公民館	2, 484	30	中須生活館	1, 542
9	崎山地区公民館	4, 923	31	岐宿町公民館岐宿分館 (2階岐宿武道場)	2, 791
10	五島市奈留地区多目的交流センター	873	32	頓泊集会所	0
11	奥浦地区公民館	4, 214	33	伊福貴住民センター	2, 169
12	赤島住民センター	123	34	小浦集会所	573
13	椛島地区公民館	724	35	太田地区集会施設	39
14	岐宿町公民館楠原分館	540	36	上町地区集会施設	210
15	野々切住民センター	1,086	37	松山住民センター	11, 916
16	福江島開発総合センター (岐宿町公民館)	5, 084	38	職人地区集会施設	204
17	黄島住民センター	171	39	琴石地区集会施設	23
18	岐宿町公民館山内分館	757	40	松尾地区集会施設	228
19	岐宿町公民館川原分館	1,008	41	西新町地区集会施設	143
20	本山地区公民館	5, 307	42	布浦集会所	439
21	前島地区集会室	267	43	丹奈集会所	620
22	大浜地区公民館	7, 952	44	三井楽町公民館	10, 883

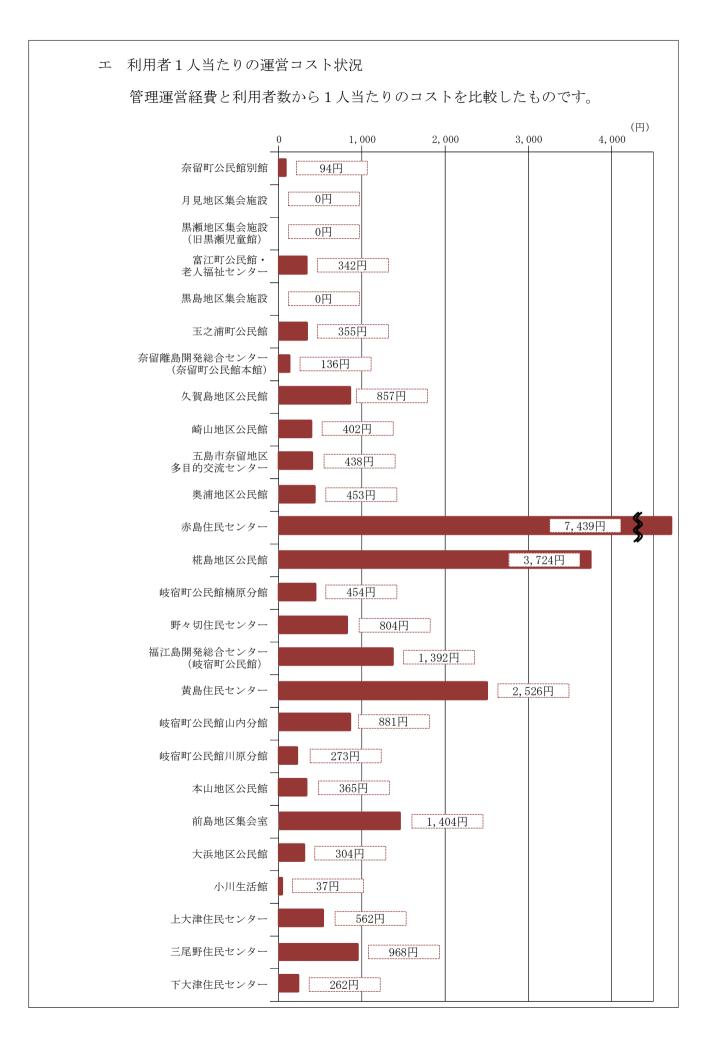
- ※ 次の施設は、施設の利用者数の統計を取っていないため、推計値で記載しています。
 - ◆施設利用者数の推計値=地区住民の総数から算出
 - ・月見地区集会施設・黒瀬地区集会施設・上町地区集会施設・職人地区集会施設
- 向小浦集会所

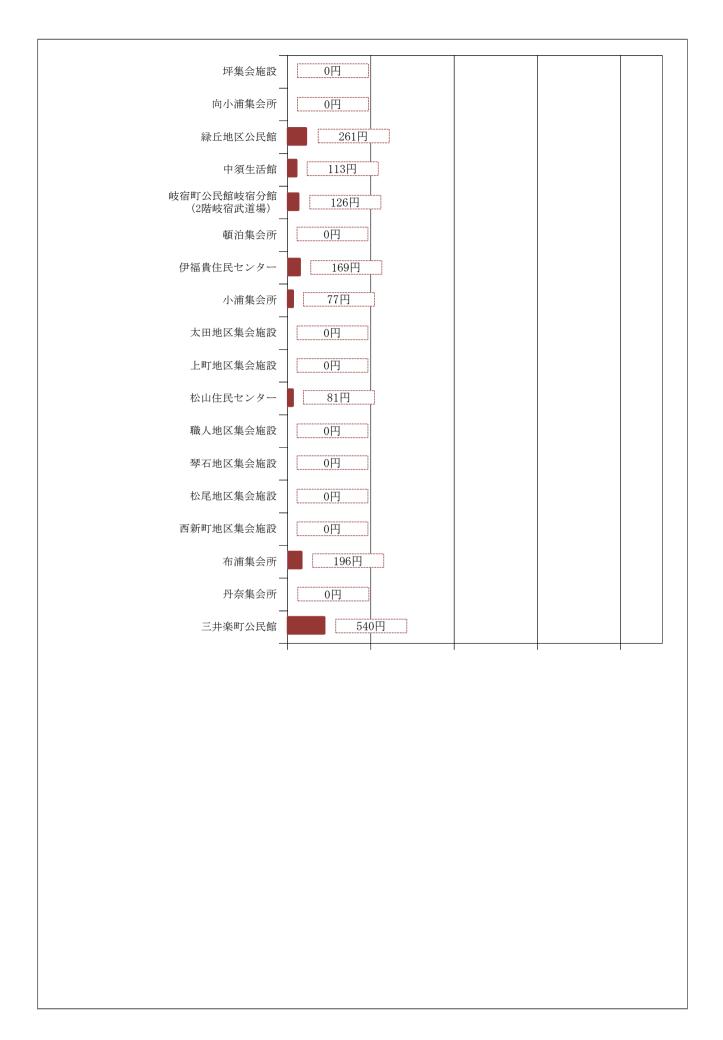
- ·琴石地区集会施設

- 松尾地区集会施設
- ・西新町地区集会施設・布浦集会所

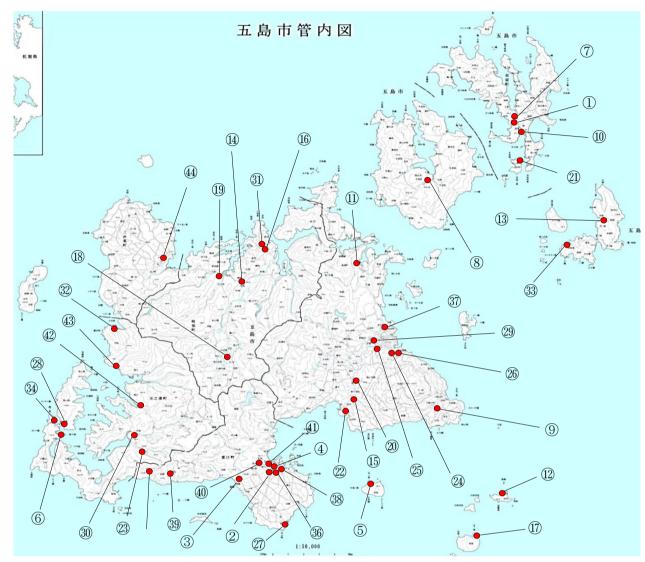








オ 施設の配置状況 対象施設の配置状況を示しています。



No.	施設名	No.	施設名	No.	No. 施設名		No.	施設名	No.	施設名
1	奈留町公民館別館	10	五島市奈留地区 多目的交流センター	19	岐宿町公民館 川原分館		28	向小浦集会所	37)	松山住民センター
2	月見地区集会施設	11)	奥浦地区公民館	20	本山地区公民館		29	緑丘地区公民館	38	職人地区集会施設
3	黒瀬地区集会施設 (旧黒瀬児童館)	12	赤島住民センター	21)	前島地区集会室		30	中須生活館	39	琴石地区集会施設
4	富江町公民館・ 老人福祉センター	13	椛島地区公民館	22	大浜地区公民館		31)	岐宿町公民館岐宿分館 (2階岐宿武道場)	40	松尾地区集会施設
5	黒島地区集会施設	14	岐宿町公民館 楠原分館	23	小川生活館		32	頓泊集会所	41)	西新町地区集会施設
6	玉之浦町公民館	15	野々切住民センター	24	上大津住民センター		33	伊福貴住民センター	42	布浦集会所
7	奈留離島開発総合 センター (奈留町公民館本館)	16	福江島開発総合センター (岐宿町公民館)	25	三尾野住民センター		34)	小浦集会所	43	丹奈集会所
8	久賀島地区公民館	17)	黄島住民センター	26	下大津住民センター		35	太田地区集会施設	44	三井楽町公民館
9	崎山地区公民館	18	岐宿町公民館 山内分館	27	坪集会施設		36	上町地区集会施設		

③ 施設について

ア 施設の役割

住民センターは、地域住民の生活、文化及び教養の向上を図り、また住民自ら地 域社会の連帯感を醸成する場を提供することを目的として設置されています。

また、集会所は、地域内の集会、研修会など情報交換の場として利用されてお り、これにより住民相互の連帯感を醸成し、明るく住みよい地域社会づくりを図る ことを目的として設置された施設です。

イ 現状と課題

市内各地域には、同じように周辺住民の町内会活動の拠点として利用されていな がら、建設に至った背景の違いにより「市が所有する施設」と「町内会等が所有す る施設(自治公民館等) 」が混在している状態です。

このような施設の所有形態の違いにより施設の維持管理費や改修費用等に係る住 民負担に差が生じており、「市が所有する施設」ではこれらの経費の多くを市が負 担しているのに対し、「町内会等が所有する施設」においては地元住民が負担して いることから住民負担の不均衡が生じています。また、「市が所有する施設」にお いても、施設ごとに市が負担する経費の均一性がないという課題もあります。

ウ 今後の施設の考え方

公民館・集会所等は、地域の活動の拠点やコミュニケーションの場として活用さ れており、様々な場面で重要な役割を果たしています。地域の過疎化が深刻化する 中で、人と人の繋がりの場をもたらす公民館・集会所等の施設の機能は、今後も存 続していかなければならないと考えてます。

そこで、公民館・集会所等については、見直しの視点を「施設そのものの存続よ りは、その機能の存続すること」について重点に置き、以下の「見直し方針」及び 「具体的な推進方法」により施設ごとの将来の方向性を決定することにしました。

I.集会所等の見直し方針【H29.11.20決定】

- ◆見直し対象施設 ・・・・・・ 市が保有する集会所等の77施設
- ◆見直しの視点・方向性 ・・・(1) 市内平準化(均衡化)
- - (2) 行政の責任領域
 - (3) 地元、利用者等の意見の反映
 - (4) 受益者負担の原則
 - (5) 統合及び代替え施設の活用

Ⅱ.集会所等の見直し方針に係る具体的な推進方法【H30.7.12決定】

将来の世代に大きな負担を残さない形で集会所等の適正配置を図り、次世代 に継承可能な施設保有量を目指すものとし、方針の実現に向けて以下(3つの 具体的な推進方法)のいずれかで施設の将来の方向性を決定することとします。

- ◆市保有量縮減の目標指標 7 7 施設 (H30年) → 3 3 施設 (H47年) → 1 9 施設 (H67年)
- ◆具体的な推進方法・・・全集会所等を次の3つに区分し、市が管理する施設を 明確に区分することとします。
 - ①「譲渡する施設」(町内会が保有する施設)
 - ②「市が保有する施設」(行政責任の領域) 3 3 施設
 - ③「その他施設」(将来的には市が保有しない施設)

④ 適正配置の検討結果

現状や課題、今後の施設の考え方を踏まえ、すべての施設の適正配置の時期を第1期から第4期までに区分します。

また、第1期の対象施設については「現状維持」「適正化」「複合化」「集約化」 「民活化」「廃止」「譲渡」といった方向性を検討し、より具体的な適正配置の実施 時期、方法を検討します。

第1期 (H30~R8)	第2期 (R9~R18)	第3期 (R19~R28)	第4期 (R29~R38)
奈留町公民館別館	月見地区集会施設	崎山地区公民館	下大津住民センター
富江町公民館・老人福祉	黒瀬地区集会施設(旧黒	奥浦地区公民館	緑丘地区公民館
センター	瀬児童館)	赤島住民センター	岐宿町公民館岐宿分館
黒島地区集会施設	玉之浦町公民館	椛島地区公民館	(2階岐宿武道場)
五島市奈留地区多目的交		岐宿町公民館楠原分館	
流センター	ター(奈留町公民館本館)	野々切住民センター	
頓泊集会所	久賀島地区公民館 小川生活館	福江島開発総合センター (岐宿町公民館)	
	坪集会施設	黄島住民センター	
	向小浦集会所	岐宿町公民館山内分館	
	中須生活館	岐宿町公民館川原分館	
	小浦集会所	本山地区公民館	
	上町地区集会施設	前島地区集会室	
	職人地区集会施設	大浜地区公民館	
	松尾地区集会施設	上大津住民センター	
	西新町地区集会施設	三尾野住民センター	
	布浦集会所	伊福貴住民センター	
	丹奈集会所	松山住民センター	



※第1期の計画期間は、五島市公共施設等総合管理計画の期間と合わせるため、9年間と しています。

No.	施設名	方向性	Н30	R1 (H31)	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
1	奈留町公民館別館	廃止									廃止
1	K 田 F J 公 L C E D J E E		説明	この旅 す。	面設に代わ	つる代替力	施設もあ	ることか	ら、この	施設は屠	を止しま
2	富江町公民館・老人福	廃止					廃止				
2	祉センター	廃业.	説明		で所の新月 とて廃止し			うため、	富江支所	の新庁舎	今の完成
3	黒島地区集会施設	会施設 廃止	廃止								
3			説明		近年、利用実績は全くなく、また今後も見込めないことかり 画設は廃止します。						
4	五島市奈留地区多目的	廃止									廃止
4	交流センター	廃业.	説明	このが す。	面設に代わ	つる代替力	施設もあ	ることか	ら、この	施設は厚	を止しま
5	頓泊集会所	廃止	廃止								
5			説明		利用実統		なく、ま	た今後も	見込めな	いことか	らこの

- ※1 第2期以降に施設名がある施設は、第2期以降の個別計画の策定までにその方向性を検討します。
- ※2 「太田地区集会施設」は、第4期以降(令和40年度頃を目途)に実施する予定です。
- ※3 「琴石地区集会施設」は、第4期以降(令和44年度頃を目途)に実施する予定です。
- ※4 「三井楽町公民館」は、第4期以降(令和52年度頃を目途)に実施する予定です。

◆分類用語の定義◆

- ① 現状維持 … 計画的に予防保全することで長寿命化を図り、適切な時期に維持更新を行う施設
- ② 適 正 化 … 将来、需要の増加又は減少が見込まれることから更新時に規模の拡大又は縮小を行う施設
- ③ 複合化 … 別々の用途の施設を一つの建築物内に集める複合化を行う施設
- ④ 集約化 … 同一用途の施設を一つの建築物内に集める集約化を行う施設
- ⑤ 民活化 … 民間事業者等資金やノウハウを活用し、施設の建替費用の圧縮や公共施設サービスの質の 向上を図る施設
- ⑥ 廃 止 … 用途廃止等により遊休資産となっている施設のうち、老朽化が著しく大規模改修を要する ため解体する施設

他の施設との集約化や民間施設の活用により必要性が失われ、解体する施設

⑦ 譲渡 … 遊休資産となっている施設のうち、比較的新しく安全性に問題がないため売却又は譲渡を する施設

> 地域や民間事業者が独自に運営を行っているものや民間で運営可能と見込まれるため、売 却又は譲渡をする施設